

信用保証料率表(通常保険分)

H19年10月1日

(単位:年率%)

(※H19.10の責任共有制度後の表)

区分	制度名	信用保証料率(注1)									割引・割増料率の適用	適合率が提示したガイドライン以外の項目も考慮しているもの	財政援助等の方法に変更がある場合
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分			
協会制度	普通保証(一般保証)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	特別小口保証	0.90									有り(注4)		
	小口零細企業資金	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	有り(注3)		
	特定社債保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	流動資産担保融資保証(根保証)	0.68									有り(注4)		
	流動資産担保融資保証(個別)	0.68									有り(注4)		
	公害防止	1.35									有り(注3)		
	エネルギー対策	1.35									有り(注3)		
	新事業開拓	1.35									有り(注3)		
	海外投資関係	1.35									有り(注3)		
	当座貸越(貸付専用型)根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	有り(注3)		
	事業者カードローン当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	有り(注3)		
	長期経営資金保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	風俗営業飲食業	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	中堅企業特別保証	0.75(有担保)				0.65(無担保)					有り(注4)		
	事業再生保証	2.20									有り(注3)		
	資金繰り円滑化借換保証(注2)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注4)		
	下請振興関連保証	0.56									有り(注4)		
	根保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	(手形割引根保証)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	有り(注3)		
	スーパー・ハ〜リ〜(琉銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	順風満帆(琉銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	クイックマン(沖銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	ステップ・アップ(沖銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	即銭カ7(沖銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	かいぎんベストパートナーローンⅠ型	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	かいぎんベストパートナーローンⅡ型	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		
	短期運転資金保証(一般貸付)	1.50	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	短期運転資金保証(売債貸付)	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	有り(注4)		
	小規模企業対策資金融資保証	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)			
小規模企業対策資金:特小(安里川)	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	有り(注4)			
小口零細企業資金	1.75	1.60	1.45	1.30	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	有り(注3)		○	
小口零細企業資金(安里川)	1.45	1.30	1.15	1.00	0.80	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
経営振興資金保証	1.50	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○	
雇用創出促進資金融資保証	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○	
組織強化育成資金融資保証	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○	
観光リゾート振興資金融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
中小企業セーフティネット資金(一般)	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
中小企業セーフティネット資金(セーフティネット保証)	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	有り(注4)			
中小企業再生支援資金融資保証(一般)	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
中小企業再生支援資金融資保証(セーフティネット保証)	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	有り(注4)			
産業振興資金(物産貿易振興貸付)融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付)融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
産業振興資金(企業立地推進貸付)融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
創業者支援資金融資保証	1.35	1.25	1.10	0.95	0.80	0.75	0.70	0.60	0.45	有り(注3)		○	
ベンチャー支援資金融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
市町村制度	那覇市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		
	宜野湾市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		
	石垣市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		
	浦添市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		
	名護市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		
	沖縄市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		
	豊見城市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		
	宮古島市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		
	北谷町小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)		

(注1)財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定。

これに定性情報を加味して料率を決定する。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

- ①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ(当該保険に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

(注2)資金繰り円滑化借換保証は、利用する各制度に定める料率による(割引・割増の有無含む)。

【定性要因割引】

(注3)①中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げる。

②担保の提供がある場合は、0.1%を基準とした割引を行う。

(注4)中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げる。

信用保証料率表(特別保険分)

平成19年10月1日

別表1-2

(単位:年率%)

区分	制度名	信用保証料率(注1)									割引・割増料率の適用	連合会が提示したガイドライン以外の項目も考慮しているもの	財政援助等の方法に変更がある場
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分			
特別 保険 に係 る もの	災害関連					0.85					有り(注2)		
	経営安定関連1~6号					0.85					有り(注2)		
	経営安定関連7~8号					0.75					有り(注2)		
	労働力確保関連					0.85					有り(注2)		
	中小小売商業関連					0.85					有り(注2)		
	商店街整備等支援関連					0.85					有り(注2)		
	特定商業集積整備関連					1.00					有り(注1)		
	伝統的工芸品支援関連					1.00					有り(注1)		
	輸入貨物流通促進関連					0.85					有り(注2)		
	特定製品輸入関連					0.85					有り(注2)		
	特定対内投資関連					0.85					有り(注2)		
	地域伝統芸能等関連					0.85					有り(注2)		
	流通業務効率化関連					0.85					有り(注2)		
	特定事業活動等関連					1.00					有り(注1)		
	エネルギー使用合理化事業活動関連					1.00					有り(注1)		
	小規模事業者支援関連					1.00					有り(注1)		
	研究開発等事業活動関連					1.35					有り(注1)		
	基盤的技術産業集積関連					0.85					有り(注2)		
	基盤的技術産業集積活性化支援関連					1.00					有り(注1)		
	中小企業集積関連					0.85					有り(注2)		
	中小企業集積活性化支援関連					1.00					有り(注1)		
	中心市街地商業等活性化関連					0.85					有り(注2)		
	中心市街地商業等活性化支援関連					0.85					有り(注2)		
	新事業創出関連					0.85					有り(注2)		
	新事業分野開拓関連					0.85					有り(注2)		
	特定新技術事業活動関連					1.00					有り(注1)		
	地域新事業創出関連					0.85					有り(注2)		
	経営革新関連					0.85					有り(注2)		
	経営基盤強化関連					0.85					有り(注2)		
	経営資源活用関連					0.75					有り(注2)		
	経営資源再活用関連					0.85					有り(注2)		
	特定中小企業再生支援関連					1.25					有り(注2)		
創業関連					0.65					有り(注2)			
下請振興関連					0.56					有り(注2)			
異分野連携新事業分野開拓関連					0.85					有り(注2)			
特定研究開発等関連					0.85					有り(注1)			
事業再生円滑化関連					1.76					有り(注1)			
特定信用状関連		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注1)		
延滞保証料												3.65	

(※但し、経営安定の特別小口保証については0.85%・責任共有対象制度については対象除外)

【定性要因割引】

(注1)①中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げる。

②担保の提供がある場合は、0.1%を基準とした割引を行う。

(注2)中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げる。